



新型コロナウイルス感染症の影響が林業事業体の経営に及ぶ場合のセーフティーネットとして、各種施策が講じられています。その概要を整理しましたので参考にしてください。

### 資金繰り支援（セーフティーネット資金・利子助成）

運転資金を必要とする場合、日本政策金融公庫の「農林漁業セーフティネット資金」を借り入れることができます。

- ◆**対象者**
  - ・林業経営改善計画の認定を受けた者
  - ・林業所得が総所得の過半を占めている者
  - 又は林業粗収益が200万円以上（法人は1000万円以上）の者



検索 日本政策金融公庫

#### ◆条件等

償還期間	貸付限度額	利息等
10年間 (据置3年間)	一般 1200万円 特認 年間経営費等の12/12	利子助成により 10年間実質無利子

特認：簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に限る

また、民間金融機関からの借り入れについて、（独）農林漁業信用基金の債務保証を利用する場合、**最大5年間の保証料の免除**が受けられます。

### 従業員を休業させる場合の支援（雇用調整助成金・特例）

事業活動の縮小を余儀なくされた場合、一時的な雇用調整(休業等)によって雇用を維持するための助成を受けることができます。

- ◆**対象者**
  - ・売上高等の指標について、最近1ヶ月間の値が1年前の同月と比較して5%以上減少
  - ・労使間の協定
  - ・雇用保険適用事業主



検索 雇用調整助成金 林業

- ◆**助成率** 休業する従業員に支払った賃金の**10/10（上限15,000円/人日）**〔解雇を行わない場合〕

- ◆**申込期限** 令和2年9月末まで

### 事業継続への支援（持続化給付金）

事業経営に特に大きな影響を受ける事業者は、事業の継続の下支えとしての給付金の給付を受けることができます。



- ◆**対象者**
  - ・税務申告をした林業者
  - ・今年のいずれかの月の事業収入が  
昨年の平均月収の50%以下の場合

検索 持続化給付金

(注) 青色申告者で月当たりの事業収入の変動が大きい場合は特例あり

- ◆**給付額** 2019年の年間事業収入 - (申請対象月の収入×12)  
上限：個人100万円、法人200万円

### 経営継続・改善のための支援（経営継続補助金）

感染防止対策や販路開拓、事業継続のための機械・設備の導入、人手不足等の改善に向けた取組に補助を受けることができます。

- ◆**対象者**
  - ・常時従業員数が20人以下の林業者（法人・個人）
  - ・森林組合等の「経営支援機関」の計画作成から実施までの伴走を受ける者

- ◆**支援機関** (長野県内) 長野県森林組合連合会、長野県林業労働財団、長野県特用林産振興会、長野県山林種苗協同組合

- ◆**対象** (1)販路回復・開拓、生産・販売方法の確立・転換、円滑な合意形成の促進、のいずれかの取組  
(2)感染防止対策



- ◆**補助率** (1)…3/4(上限100万円)  
(2)…定額(上限50万円)

検索 経営継続補助金

#### 【お問い合わせ先】

各地域の地域振興局林務課のほか、  
◎ 林務部 信州の木活用課 担い手係 026-235-7274



# 木材需要の減少・木材価格下落への対応（林業事業体向け補助事業）

新型コロナウイルス感染症の影響等による地域の木材需要の急変を踏まえ、バイオマス用材などの**需要に応じた木材生産**や、保育間伐などの**生産を伴わない施業の実施**など、臨機応変な取組が想定されます。林業事業体の皆様の雇用維持の観点から、影響が少しでも緩和されるよう、**現時点で対応可能な補助事業を整理**しました。ご不明な点などありましたら、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

## ① 木質バイオマス発電用材 など需要に応じた木材生産

**松くい虫枯損木の利用** ◎ 松くい虫枯損木利活用事業 [森林税活用事業]

- ◆ **実施内容**：チップ化等による木質バイオマス発電等への利活用のための**アカマツ枯損木の伐倒・搬出**
- ◆ **主な要件**：着手前に補助金交付申請、交付決定が必要。
- ◆ **補助率**：実行経費の90%以内

今年度から新たに林業事業体も実施可能となりました

**アカマツの樹種転換** ◎ 特定森林再生事業（保全松林緊急保護整備） [国庫補助事業]

- ◆ **実施内容**：松くい虫被害地における**アカマツから他樹種への樹種転換**（アカマツを伐採・搬出、アカマツ以外の樹種の植栽）
- ◆ **主な要件**：市町村の定めた地区実施計画への位置づけが必要、過去5年間に森林整備の補助事業（衛生伐含む）を実施していないこと など
- ◆ **補助率**：標準経費の70%以内
- ◆ **その他**：製材用等に適さない**低質材は木質バイオマス発電用に供給が可能**

※アカマツ林の伐採と材の移動は、松くい虫防除対策のため一定の制限がありますので、「アカマツ施業指針」を守ってください！

## ② 木材の生産を伴わない取組

この事業は低質材等の搬出も対象となります  
(今年度、独自の搬出間伐単価を設定)

**間伐（税事業）** ◎ **みんなで支える里山整備事業** [森林税活用事業]

- ◆ **実施内容**：防災・減災のための間伐（保育間伐、搬出間伐いずれも可能）
- ◆ **主な要件**：市町村の定めた里山整備方針への登載、事前に森林所有者・事業主体・県の協定締結が必要 など
- ◆ **補助率**：標準経費の90%以内

**保育間伐（国庫補助）**

- ◎ **森林環境保全直接支援事業** [国庫補助事業]
- ◆ **実施内容**：保育間伐の齢級制限をⅩⅡ齢級（60年生）まで緩和
- ◆ **主な要件**：森林経営計画等で間伐の計画が必要 など
- ◆ **補助率**：標準経費の70%以内

**森林作業道の先行実施** ◎ 森林環境保全直接支援事業 [国庫補助事業]

森林作業道を本体の森林整備に**先行して開設する期間**について、**従来の2年から幅を持った運用に緩和**

### 【お問い合わせ先】

各地域の地域振興局林務課のほか、

- ◎ 森林整備、森林作業道の補助事業について・・・・・・・・・・林務部 森林づくり推進課 造林緑化係 026-235-7270
- ◎ 松くい虫被害対策の補助事業について・・・・・・・・・・林務部 森林づくり推進課 保安林係 026-235-7275
- ◎ 木質バイオマス発電への供給について・・・・・・・・・・林務部 信州の木活用課 県産材利用推進室 026-235-7266